

建設業一人親方の労災保険特別加入の加入 希望者を随時募集中！

～ 建設業一人親方の皆様へ ～

労災保険は本来労働者の業務・通勤による災害に対して保険給付を行う制度です。しかし、労働者以外でも、その業務の実情等々からみて特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対するの制度、これが『特別加入制度』です。この一人親方の特別加入制度は、一人親方の団体を『事業主』・一人親方を『労働者』とみなして、労災保険の適用を行います。**当大阪中小企業経営センターは、大阪労働局長の承認を受けた一人親方の団体『一人親方労災組合』です。**

お急ぎの方は手続き後、当日入金確認ができれば翌日から加入が可能です。

一人親方とは…

建設業などで労働者を雇用せずに自分自身と家族などで事業を行う事業主のことです。臨時労働者を雇ったとしても、雇用日数が年間延べ100日未満であれば一人親方となります。

一人親方は、通常は労災保険に入れません…

一人親方は労働者ではないので国の労災保険の適用が受けられませんが、国から承認を得た当組合に加入することで国は当組合の社員(労働者)とみなし、特別に労災保険に加入できるようになります。

必要書類

お申込みの際に、住所等がわかる書類（運転免許証等）の写しを一緒にご提出ください。その後、費用のご入金をお願いします。

費用関係

- ① 会費 24,000円（年額）（1か月2,000円）
- ② 入会金 10,000円（初回のみ）

保険料

令和5年度

給付基礎日額	年間保険料	給付基礎日額	年間保険料
25,000円	164,250円	10,000円	65,700円
24,000円	157,680円	9,000円	59,130円
22,000円	144,540円	8,000円	52,560円
20,000円	131,400円	7,000円	45,990円
18,000円	118,260円	6,000円	39,420円
16,000円	105,120円	5,000円	32,850円
14,000円	91,980円	4,000円	26,280円
12,000円	78,840円	3,500円	22,986円

お問い合わせは、お気軽に当組合までご連絡ください。

大阪府堺市堺区甲斐町東4丁1番10号

一人親方労災組合 大阪中小企業経営センター

TEL 072-221-5115 FAX 072-221-5055